

犬の譲渡実施マニュアル

令和3年12月23日

福岡市動物愛護管理センター

目 次

1	基本方針および目標	1
2	犬の收容から判定	1
3	担当及び手続き	1
4	判定方法	1
5	譲渡犬の処置	4
6	来所予約の受付	4
7	譲渡前講習から申請（来所1日目）	5
8	申請者からの電話連絡	5
9	環境調査	6
10	譲渡時講習及び譲り渡し（来所2日目）	6
11	譲渡後調査	6
12	カンファレンス	6
13	馴致期間後の再判定	7
14	殺処分の手続き	8
15	その他	8

1. 基本方針および目標

- (1) 動物愛護管理センター（以下「センター」という。）から譲渡した犬が「地域の適正飼育のモデル犬」となることを目標として、譲渡事業を進めていく。
- (2) 殺処分頭数の削減を一つの目標としているが、譲渡頭数を増やすことよりも、譲渡の内容を重視し、バラマキ的な譲渡は行わない。

2. 犬の收容から判定

判定は抑留期間後に順次行うが、正確な判定を行うため可能な限り犬が環境に慣れたうえで行う。

小型の犬種では性格が読みづらいこと等が考えられるため、その際の判定は慎重に行う。

3. 担当及び手続き

本マニュアルにおける担当及び手続きは以下のとおりとする。

- 判定員：センター職員（獣医師、動物愛護管理員）3名
一次及び二次判定において、判定項目に基づき「適・不適」を判断する。
- 責任者：犬の判定手続きを担当するセンター職員（獣医師、動物愛護管理員）
判定員の結果に基づき、「合格・不合格」を判定する。
- 係長：東部動物愛護管理センター所長
責任者の判定を参考に、最終判定を起案する。
- 課長：センター所長
最終判定を決裁する。

4. 判定方法

譲渡候補犬判定表（以下「判定表」という。）を用いて実施する。

	一次判定	二次判定	追加判定
成犬（指定犬種※除く）	●	●	-
子犬（生後3ヶ月未満）	●	-	-
指定犬種※	●	●	●

※ 闘犬として使用又は訓練された犬で、人や他の動物に重大な危害を及ぼす恐れがある犬（具体例：土佐闘犬等）

(1) 一次判定

① 判定員

獣医師 1 名を含めた職員 3 名

② 判定項目

項目	不適と判断される場合
ア 健康状態	著しい負傷・疾病等
イ 警戒心・凶暴性	「譲渡不適反応」を認める
	「要注意反応」が著しい など

ア 健康状態

○外観から判断する。

イ 警戒心・凶暴性

初めは友好的態度で、次に敵対的態度で犬に接近することにより判断する。
まず犬房の外で行い、その後犬房内で行う。

(7) 譲渡不適反応

A うなる	D 背中の毛を立てる
B 威嚇・攻撃的に吠える	E 牙をむく
C 鼻にシワを寄せる	F 咬む・咬みつこうとする

(イ) 要注意反応

1 固まる	5 上目づかいで見る
2 逃げる	6 尻尾を下にまく
3 ふるえる・怯える	7 人を無視する
4 吠え続ける	

③ 判定

ア 判定員

以下の要件をすべて満たす場合に「適」とする。

- ・健康状態 : 生活に支障がない
- ・譲渡不適反応 : なし
- ・要注意反応 : なし又は譲渡可能な範囲である

※二次判定時に考慮すべき点がある場合は、二次判定表に記入する。

※ 判定中に咬まれそうになるなど危険を感じた場合は判定を中止し、備考欄にその時の犬の状態・症状を記入し、判断結果は「不適」とする。(後述の二次判定時も同様)

イ 責任者

判定員の結果に基づき、合格・不合格を判定する。

(7) 合格の場合

責任者は速やかに二次判定員を選定し判定表を配布する。

※二次判定員が一次判定員と同じにならないこと。

(4) 不合格の場合

責任者の判定を参考に係長が最終判定を起案し、課長決裁後一次カンファレンスを行う。

(2) 二次判定

① 判定員

獣医師1名を含めた職員3名

② 判定項目

項 目		不適と判断される場合
ア 社交性	リードを付けて様子を見る	逃げまわる
	背中をなでる	「譲渡不適反応」を認める 「要注意反応」が著しい など
イ 人に 対する 許容性	ブラッシング	
	どこでもふれる	
	歯をみる	
	給餌中に食器を動かす	

※「譲渡不適反応」及び「要注意反応」は「4 (1) 一次判定②判定項目」と同じ。

③ 判 定

ア 判定員

以下の要件をすべて満たす場合に「適」とする。

- ・リードを付けて様子を見る：逃げ回らない。
- ・譲渡不適反応：なし
- ・要注意反応：なし又は譲渡可能な範囲である

イ 責任者

判定員の結果に基づき、合格・不合格を判定する。

ウ 係長・課長

責任者の判定を参考に係長が最終判定を起案し、課長が決裁を行う。
合格、条件付き合格の場合：譲渡犬として扱う。(指定犬種を除く)
不合格の場合：一次カンファレンスを行う。

(3) 追加判定

一次判定、二次判定に合格した指定犬種に実施する。

① 実施者

責任者がセンター飼育環境下の行動について観察及び情報収集する。

② 項目

最低二週間以上の期間を設けて観察する。

項目	不適と判断される場合
ア 犬（その他の動物）に対する攻撃性	突発的に攻撃性を認めた場合
イ 人に対する攻撃性	

③ 判定方法

ア 責任者

情報収集し、合格・不合格を判定する。

イ 係長・課長

責任者の判定を参考に係長が最終判定を起案し、課長が決裁を行う。

合格、条件付き合格の場合：譲渡犬として扱う。

不合格の場合：一次カンファレンスを行う。

5. 譲渡犬の処置

原則以下の処置を行う。

- ① 不妊・去勢手術、マイクロチップ装着
- ② フィラリア検査、混合ワクチン接種
- ③ 犬の登録、狂犬病予防注射（生後 90 日を経過した犬に限る）
- ④ 上記以外に獣医師が必要と考える処置

6. 来所予約の受付

ホームページに情報公開後、翌開所日以降の来所予約を受け付ける。

受け付けの際に以下を確認する。

- ① 何れの譲渡犬を希望しているのか
- ② 犬を飼育することに家族全員同意はあるか
- ③ 犬が飼育可能な住居であるか
- ④ 犬を終生飼育できるか
- ⑤ 受け皿※を確保できるか

※ 譲り受け後に継続飼育が困難となった際に飼育する者

7. 譲渡前講習から申請（来所 1 日目）

(1) 譲渡手続きの説明

以下を含め譲渡までの流れを説明。

- 環境調査の実施（市内は訪問、市外は電話による調査）
- 飼育許可証等の提出（飼育場所が賃貸及び集合住宅等の場合）
- 受け皿の確保

申請者の年齢が満 65 歳以上の場合は「受け皿誓約書」の提出も必要

【受け皿の要件】

- ・年齢満 60 歳未満であること
- ・譲受希望者と同居でないこと
- ・ペット可住宅に居住していること
- ・その他一般譲渡対象者の基準に準じること

○飼育許可証等及び受け皿誓約書は「環境調査日」までに提出すること。

(2) 譲渡前講習

資料「あなたは本当に飼えますか？」を用いて実施。

講習時には譲渡犬の性格や気質、健康状態の説明を行い、飼育環境やライフスタイル等に合致しているかを確認する。

(3) マッチング及び譲受申請書の受理

- ① 犬とのマッチング後、譲受申請書を「仮申込み」として受け付ける。
- ② 翌開所日以降の連絡（「8. 申請者からの電話連絡」参照。）を受けた時点で「正式な申込み」として受け付ける。
- ③ 上記終了後、ホームページに申し込み状況を記載する。

【譲受権利の優先順位】

同じ譲渡犬に複数の譲受希望者がいる場合、申請書を提出した順とする。
ただし上記 6 の来所予約がない場合は申請を受け付けない。

8. 申請者からの電話連絡

申請者は当該犬の譲受を家族と再度協議し、結果をセンターへ電話連絡する。
連絡は譲受申請書を提出した翌開所日～2開所日後の 17 時までとし、連絡がない場合はキャンセルとみなす。

次点の譲受希望者がいる場合は、キャンセルとみなした日の翌朝に電話する。

9. 環境調査

- ① 飼育場所を訪問し、「譲渡前飼育環境調査票」に従い調査する。
(「市外在住者」の場合、電話で調査を行う。)
- ② 受け皿となった者に電話連絡を行い、意思の確認を行う。
- ③ 「譲受申請書」と併せて課長決裁を行う。

10. 譲渡時講習及び譲り渡し（来所2日目）

(1) 譲渡時講習

以下について講習を行う。

- ・ 犬の登録・狂犬病予防注射の重要性
- ・ 終生飼育、不妊去勢の重要性
- ・ 犬のしつけの重要性
- ・ 飼い主マナーの重要性

(2) 適正飼育誓約書の受理

受理する際に、譲渡後調査を行うことを説明する。

11. 譲渡後調査

譲渡後1ヶ月及び6ヶ月後に聞き取り調査を行う。

しつけ等で困っている場合は、しつけ方相談で来所するよう勧める。

12. カンファレンス

獣医師2名を含むセンター職員4名で、不合格となった犬等について協議する。

(1) 一次カンファレンス

① 対象犬

一次・二次判定、追加判定で不合格となった犬

② 協議内容

ア 団体等譲渡の可能性

イ 各項目の判定及び取扱い

項目	判定	
指定犬種でない	すべて○	
健康状態		
警戒心・凶暴性	すべて○	×あり
社交性		
許容性		
取扱い	合格	馴致期間の設定

ウ 上記以外は不合格として二次カンファレンスを行う。

(2) 二次カンファレンス

① 対象犬

- ア 一次カンファレンスで不合格となった犬
- イ 馴致期間後の再判定で不合格となった犬
- ウ その他課長が二次カンファレンスを必要と認めた犬

② 協議内容

- ア 団体等譲渡の可能性
- イ 各項目の判定及び取扱い

項目	判定	
指定犬種でない	すべて○	
健康状態		
警戒心・凶暴性	すべて○	×あり (改善の見込あり)
社交性		
許容性		
取扱い	合格	馴致期間の再設定

【不合格犬及び指定犬種の譲渡受付】

不合格理由又は指定犬種の危険性を説明し、そのうえで改めて希望した場合のみ、獣医師2名以上を含む職員4名で受付の可否を協議する。

13. 馴致期間後の再判定

成犬は二次判定、子犬は一次判定と同じ内容で行う。

合格、条件付き合格の場合：譲渡犬として扱う。

不合格の場合：二次カンファレンスを行う。

14. 殺処分の手続き

二次カンファレンスの結果、以下の判断となった場合、殺処分の手続きを行うことができる。

- ・ 治癒の見込みがない病気やケガがある
- ・ 馴致による改善の見込みがない
- ・ 団体等譲渡ができない
- ・ 譲渡不可の指定犬種 など

15. その他

犬の譲渡事業について、「判定方法・手順・その他」の内容・様式等を変更する場合は、センターにおいて協議の上で行う。